

滋賀県庁本館食堂運営業務に関する協定書

滋賀県知事 三日月 大造 を甲とし、(事業者) を乙として、甲乙両当事者は食堂運営業務について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 次に掲げる業務について協定する。

- (1) 業 務 名 滋賀県庁本館食堂運営業務
- (2) 実施場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁本館 1階 食堂
- (3) 業務の詳細は、別添「滋賀県庁本館食堂運営業務仕様書」による。

(用途)

第2条 乙は、第1条第2号の食堂（以下「食堂」という。）の用途は食堂として使用しなければならない。

2 乙は、食堂を公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他社会通念上不適切と認められる目的の用に使用してはならない。

(期間)

第3条 期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から、次項に定める時期までに、更新しない旨の意思表示のないときは、期間は更に1年間更新されるものとし、更新された期間についても同様とする。

2 前項の意思表示の時期は、期間満了日の6か月前（9月末）までとする。

(保証金)

第4条 甲は、乙に対して、保証金の納付を免除する。

(業務に使用する厨房設備および備品)

第5条 甲は、乙に対して、業務に要する厨房設備および備品（以下「設備等」という。）を無償で使用させるものとする。

2 乙は、本協定締結後、設備等に隠れた瑕疵のあることを発見しても この協定を解除し、又は損害賠償の請求はしないものとする。

3 乙は、前項の設備等を善良な管理者の注意をもって管理する義務を負う。

4 乙は、その責めに帰すべき理由により、設備等の全部又は一部が滅失、亡失又はき損（以下「滅失等」という。）した場合は、直ちにその状況を甲に報告し、乙の負担で修繕、交換、処分（以下「修繕等」という。）するものとする。

5 乙は、修繕等に要した費用を甲に請求しないものとする。

(業務の実施に必要な経費)

第6条 業務の実施に必要な経費は、乙の負担とする。

(飲食料金等)

第7条 食堂の売上は、乙の収入とする。

2 食堂における販売価格は、福利厚生事業として適当な価格とし、甲乙協議の上、決定する。また、販売価格を変更しようとする場合も同様とする。

(関係機関の許認可等)

第8条 乙は、業務の実施に当たっては、あらかじめ関係機関の許認可を受けるとともに、食中毒その他伝染病（以下「中毒等」という。）が発生することのないよう食品衛生について常に細心の注意をはらい、万全を期さなければならない。

2 乙は、中毒等が発生した場合には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、甲にその旨を報告しなければならない。

(業務報告等)

第9条 乙は、業務の毎月の運営状況を翌月末日までに甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、いつでも、乙に対し業務の実施状況等について実地に調査し、又は報告を求めることができる。

(禁止又は制限される行為)

第10条 乙は、第2条に規定する指定用途等を変更してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾なく、食堂の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせ、並びに協定より生じた権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、食堂の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は食堂内に工作物を設置してはならない。

4 乙は、食堂の鍵の追加設置・交換・複製をしてはならない。

(管理義務)

第11条 乙は、食堂を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に食堂の火災発生防止に留意するものとする。

(通知義務)

第12条 乙は、住所、名称、氏名等に変更がある場合は、直ちに書面により甲に通知しなければならない。

2 乙は、防火責任者を指定するものとし、防火責任者を指定し、又は変更したときは、直ちに甲宛文書にて通知しなければならない。

3 食堂が自然力その他の原因により変異を生じた場合及び修繕を要する箇所が生じた場合には、乙は速やかにこの旨を甲に通知しなければならない。

4 乙は、緊急時の連絡先に変更がある場合は、直ちに甲宛文書にてその宛名と電話番号を通知しなければならない。

(協定の解除)

第13条 甲又は乙において、次の各号に該当する事実があったときには、この協定を解除することができるものとする。

(1) 公用または公共の用に供する必要が生じ、行政財産の使用許可が取り消されたとき。

(2) 本協定の各条項に違反したとき。

(3) 相手方の信用又は利益を著しく失墜する等の行為を行ったとき。

(4) 業務の履行に際して、脅迫的な行動、言動をし、又は暴力を用いた場合。

(5) 災害その他不可抗力等、甲乙双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合。

(6) 乙から経営上の理由により業務の継続が困難との申立てがあった場合は、甲乙合意の上協定を解除することができる。

(7) 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。

ア 乙に協定履行の見込みがないと甲が認めたとき。

イ 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員又はこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）又は乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。

（ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

（イ）法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（ウ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

（エ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（オ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（カ）暴力団、暴力団員又は前記（ウ）から（オ）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

（誓約書の提出）

第14条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、「誓約書」を協定締結時に甲に提出するものとする。

（原状回復等、協定終了時の措置）

第15条 乙は、協定期間が満了したとき、又は第13条の規定により協定が解除されたときは、甲の指定する日までにその所有する物件を撤去し、施設等を甲に返還しなければならない。

この場合、甲の指定する施設等については、甲の指示に基づき原状回復その他必要な措置を講ずるものとする。

2 甲及び乙は、原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

3 明渡しについては、乙は、必ず残存物をすべて撤去し、室内の清掃を済ませ、すべての清算を済ませたうえで明渡しものとする。

4 本協定が終了した際に、乙は、甲に対して移転料、立退料、損害賠償、造作買取請求その他何等の名目の如何を問わず、一切の請求をしないものとする。

（天災などによる履行不能）

第16条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、業務の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を申し出るものとする。

（損害の負担）

第17条 乙は、業務の実施につき第三者に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。

2 前項に定めるもののほか、業務の実施につき生じた損害は、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、乙が負担するものとする。

（秘密の保持）

第18条 乙は、業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らし、又は他の目的に使用

してはならない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この協定による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(信義誠実等の義務・疑義の解決)

第20条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

2 乙は、食堂が県有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

3 本協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定2通を作成し、甲と乙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造



乙 (事業者)



個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(外注の禁止)

第3 乙は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者に外注し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を外注し、または請け負わせる場合は、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

(安全確保の措置)

第4 乙は、この業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第5 乙は、この業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6 乙は、この業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この業務の処理を行うために甲から引き渡され、または乙自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲の指示に従い、業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(業務に従事する者への周知および監督)

第9 乙は、この業務に従事している者に対し、この業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙は、この業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査および報告)

第10 甲は、乙がこの業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期および必要に応じて随時に調査をすることができる。

2 乙は、甲の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙がこの業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生の報告)

第12 乙は、この業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。